

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可（二件）……………
- ……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可（四件）…（同）…一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 保安林の指定予定…（産業労働局農林水産部森林課）…三
- 森林法第百八十九条の掲示……………（同）…三
- 警備員等の検定の実施（二件）……………
- ……………（警備員等の検定合格者審査の実施）（九件）…四
- 警備員指導教育責任者講習の実施（二件）…（同）…五
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………
- ……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…七
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…七
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………
- ……………（水道局）…七

## 告示

### ●東京都告示第百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年二月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 墨田区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第七・八・十号 隅田川公園

三 事業施行期間 令和四年二月二十五日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分  
なし

使用の部分

墨田区向島一丁目及び向島二丁目  
各地内

### ●東京都告示第百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき調布都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年二月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 狛江市

二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画公園事業第二・二・四号 駒井公園

三 事業施行期間 令和四年二月二十五日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

年三月三十一日まで

取用の部分

狛江市駒井町二丁目地内

使用の部分

なし

### ●東京都告示第百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第千五百六十号八王子都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年二月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 八王子市

二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画公園事業第六・五・一号 富士森公園

三 事業施行期間 平成二十七年十月二十九日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分  
変更なし

使用の部分

変更なし

### ●東京都告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第千二百五十二号八王子都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので

で、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 八王子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画公園事業第七・四・三号片倉城跡公園
- 三 事業施行期間 平成二十一年九月四日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分

変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第六百五号八王子都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 八王子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画緑地事業第十一号ひよどり緑地
- 三 事業施行期間 平成二十一年十二月十一日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分  
変更なし

●東京都告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和六十年東京都告示第十二百三十九号立川都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 東大和市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画緑地事業第九号東大和狭山緑地
- 三 事業施行期間 昭和六十年十一月三十日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分

変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第九十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき千住一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 千住一丁目地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十八年四月十三日から令和四年十二月三十一日まで
- 三 施行地区 足立区千住一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 足立区島根一丁目二番三号
- 五 事業計画の変更の認可の年月日 平成二十八年四月十三日

●東京都告示第二百号

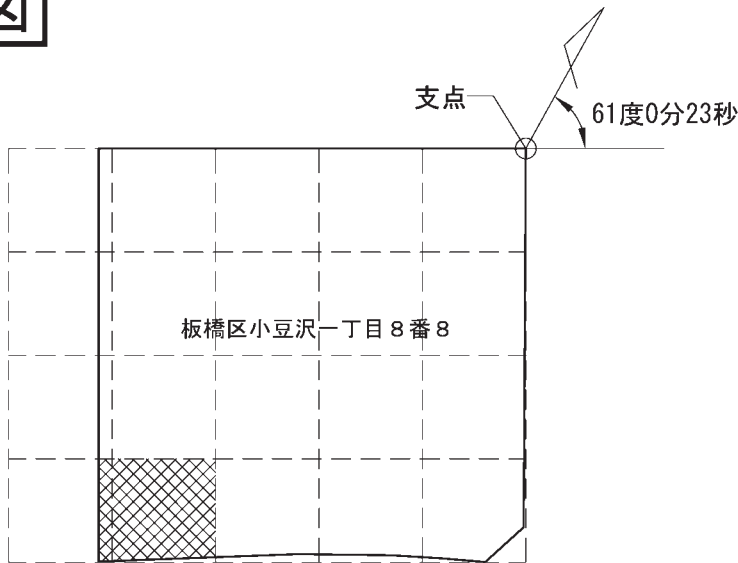
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和二年東京都告示第六百七十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月二十五日


東京都知事 小 池 百合子


- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区小豆沢一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去


# 別図



**【凡例】**

 指定を解除する区域

 単位区画

 敷地境界

**【支点】**

支点は板橋区小豆沢一丁目8番8の最北端とする。

**【格子の回転角度（61度0分23秒）】**

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第201号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和四年二月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

大島町野増字大宮上手一七番、二二一番一、二四〇番二、同番三、二四一番一から同番三まで、二四〇番一

（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第202号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の

規定により、保安林を指定する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和四年二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
青梅市御岳一丁目一九八番一及び同番五	梁川彰子	青梅市役所

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定する予定である旨を告示したので、森林法第三十条の規定に基づき通知する。
- (二) 指定後の指定施業要件については、令和四年東京都告示第二十一号のとおり。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第60号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月25日

東京都公安委員会

委員長 山 口 徹

記

- 1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和4年5月28日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和4年7月2日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第3号の警備業務（雑踏警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

45名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

6 検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和4年4月11日（月曜日）及び同月12日（火曜日）の2日間

(2) 受付専用電話

午前8時30分から午後4時30分まで

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

6 申請手続

(1) 受付期間

令和4年4月20日（水曜日）から同月22日（金曜日）までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 申請書類

エ 検定申請書 1通

オ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 申請書類

エ 検定申請書 1通

(3) 申請書類

オ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 13,000円

7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第61号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月25日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和4年5月28日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和4年7月2日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第4号の警備業務（交通誘導警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

45名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により

確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和4年4月13日（水曜日）及び同月14日（木曜日）の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

6 申請手続

(1) 受付期間

令和4年4月20日（水曜日）から同月22日（金曜日）までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

エ 前(2)のウに該当する者は、住所地を疎明する住

面

面

面

民票の写し、運転免許証の写しその他の住所지가明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のウ及びイに該当する者は、いずれ

かの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 14,000円

7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第62号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月25日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 審査の実施期日及び時間

令和4年5月28日（土曜日）

午前8時30分から午後0時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場

<p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和4年4月18日（月曜日）及び同月19日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 令和4年4月25日（月曜日）から同月27日（水曜日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p>	<p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署 (3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを陳明する次の書面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を陳明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を陳明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は陳明する書面を要しな い。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>	<p>電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第63号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号） 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規 則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年2月25日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和4年5月28日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目112番5号 警視庁鯉洲運転免許試 験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第2号の空港保安警備業務に係る2級 の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定 に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空 港保安警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第</p>
---	---	--

<p>2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領</p> <p>申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和4年4月18日(月曜日)及び同月19日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和4年4月25日(月曜日)から同月27日(水曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p>	<p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第64号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判</p>	<p>定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年2月25日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和4年5月28日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第3号の施設警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間</p>
--	---	---

<p>令和4年4月18日(月曜日)及び同月19日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 令和4年4月25日(月曜日)から同月27日(水曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p>	<p>(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のイ及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第65号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 令和4年2月25日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記 1 審査の実施期日及び時間 令和4年5月28日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p>	<p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第4号の施設警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和4年4月18日(月曜日)及び同月19日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間</p>
---	--	--



<p>令和4年4月25日(月曜日)から同月27日(水曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 カ 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 キ 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のイ及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p>	<p>(4) 審査手数料 4,700円 8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第66号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年2月25日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和4年5月28日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁岐洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第5号の交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定</p>	<p>に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和4年4月18日(月曜日)及び同月19日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 令和4年4月25日(月曜日)から同月27日(水曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p>
--	---	---

<p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第67号</p> <p>警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則</p>	<p>第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年2月25日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹</p> <p>記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和4年5月28日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第6号の交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。</p>	<p>なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和4年4月18日（月曜日）及び同月19日（火曜日）の2日間</p> <p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和4年4月25日（月曜日）から同月27日（水曜日）までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p>
---	---	---

<p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第68号 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年2月25日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p>	<p>1 審査の実施期日及び時間 令和4年5月28日 (土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第8号の核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和4年4月18日 (月曜日) 及び同月19日 (火曜日) の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>	<p>03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和4年4月25日 (月曜日) から同月27日 (水曜日) までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」という。) の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p>
---	--	--

<p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和4年4月18日 (月曜日) 及び同月19日 (火曜日) の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 令和4年4月25日 (月曜日) から同月27日 (水曜日) までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p>	<p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」という。) の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>
<p>●東京都公安委員会告示第69号</p> <p>警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年2月25日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和4年5月28日 (土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第9号の貴重品運搬警備業務に係る1</p>		

●東京都公安委員会告示第70号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）  
附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年  
国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則  
第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則  
第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判  
定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規  
則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月25日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 審査の実施期日及び時間

令和4年5月28日（土曜日）

午前8時30分から午後0時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試  
験場

3 審査の実施種別

規則附則第6条第10号の貴重品運搬警備業務に係る2  
級の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定  
に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以  
下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する貴  
重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条  
第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに  
合格した者

5 審査予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により  
確定する。

(1) 申請申出の受付期間

令和4年4月18日（月曜日）及び同月19日（火曜  
日）の2日間  
午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03（3581）8201

7 申請手続

(1) 受付期間

令和4年4月25日（月曜日）から同月27日（水曜  
日）までの3日間  
午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次  
のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を  
管轄する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」とい  
う。）の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、  
上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、  
横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に  
氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書  
面

(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住  
民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が  
明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する  
営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書  
ただし、前(2)のイ及びイに該当する者はいずれか  
を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな  
い。

(4) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03（3581）4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第71号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」とい  
う。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教  
育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び  
機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年  
国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとお  
り告示する。

令和4年2月25日

<p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和4年5月31日（火曜日）から同年6月8日（水曜日）までの7日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで 講習の実施場所 2 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。） 4 講習予定人員 150名 5 受講対象者 (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に</p>	<p>係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期日 令和4年4月25日（月曜日）及び同月26日（火曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3837）2160 (3) 受講対象者の確定方法</p>	<p>受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者 エ 申込手続 ウ 受付期間 電話受付予約終了後から令和4年5月18日（水曜日）までの間 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 ウ 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p>
---	---	---

<p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p>	<p>(1) 受講料納入の受付期間 令和4年5月24日(火曜日)及び同月25日(水曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第72号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習等に関する規則(昭和58年機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。 令和4年2月25日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記 1 講習の実施期間及び時間 令和4年5月9日(月曜日)から同月11日(水曜日)までの3日間</p>	<p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 70名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p>
--	---	--

<p>(3) 検定期則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日</p> <p>令和4年4月6日（水曜日）及び同月7日（木曜日）の2日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p>	<p>電話 03（3837）2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法</p> <p>受講対象者のうち45名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>エ 申込手続</p> <p>ウ 受付期間</p> <p>電話受付予約終了後から令和4年4月21日（木曜日）までの間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該</p>	<p>当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>エ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業</p>
--	--	---



所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

8 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和4年4月27日(水曜日)及び同月28日(木曜日)の2日間

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル  
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

14,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03(5818)6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯対策第一係

電話 03(3581)4321 内線30312

公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七

条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年二月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 名称

特定非営利活動法人首都東京みなと創り研究会

二 代表者の氏名

高野 一男

三 主たる事務所の所在地

練馬区西大泉三丁目十三番四十四号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和四年一月十九日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

ついで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名 ヤオコー小平回田店

二 店舗所在地 小平市回田町三百四十番一ほか

三 設置者名 株式会社ヤオコー

四 意見

ア 聴取者 小平市長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 令和四年二月十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課

(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和四年二月二十五日から同年三月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

モリパークアウトドアヴィレッジ

二 店舗所在地

昭島市中町六百十番地四ほか

三 設置者名

三井住友信託銀行株式会社

四 意見

ア 聴取者 昭島市長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 令和四年二月十日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和四年二月二十五日から同年三月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和四年二月二十五日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
七二五三	ナカハラ	中原 淑雅	杉並区今川三丁目二十八番五号	平成二十九年十月三十日
九四三六	株式会社ユニマツトライフ	菅田 貴人	港区南青山二丁目十二番十四号	令和三年十一月十一日
六八九五	有限会社タガイ管工	多賀井富男	江戸川区江戸川一丁目十四番地三十二	令和四年一月二十日
九七八八	島崎設計	島崎美緒子	西東京市中町二丁目二番三号	同月二十三日
六八二六	湯島組	眞野 龍太	港区元赤坂一丁目三番二十六号	同月三十一日

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月  
五〇円  
六、六〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

